

2021年度②

刑 法

(全 4 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法②

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい(特別法違反の点は除く)。

【事例】

- (1) 甲は、ある日の午後8時ころ、知人乙と飲食店で飲食していたところ、以前から甲と因縁のあったAが同店にやって来た。Aは、甲を見付けると、甲に対して、「のんきに飯なんか食いやがって。金もないくせに。」などと嫌みを言い始めた。甲は、Aの言動に嫌気がさし、同日午後8時5分、Aに気付かれないようにして、乙と同店を出た。
- (2) Aは、甲が同店から出たことに気付いて怒り、同店から出て甲を追い掛け、人気のない暗い路上で、乙と歩いている甲に追い付いた。Aは、甲に対して、「こそこそ逃げやがって、この野郎。」と言いながら、甲の顔面を殴ろうとして、右手の拳骨を甲の顔面に向けて突き出した。これに気付いた甲は、Aの右手の拳骨をかわしながら、このままではAから殴られると考え、これを防ぐため、乙に対して、「一緒にAを止めよう。」と言った。乙は、甲がAから殴られるのを防ごうと考え、「分かった。」と答えた。そこで、甲と乙が正面からAに体当たりしたところ、Aは路上に尻餅を付いた。しかし、Aは、すぐに立ち上がり、「この野郎。」と言いながら、再び右手の拳骨で甲の顔面に殴りかかるとした。その様子を見た甲は、しばらくAを押さえ付けておけばAが落ち着き、Aから殴されることもなくなるだろうと考え、乙に対して、「一緒にAを押さえよう。」と言った。乙は、甲がAから殴られるのを防ごうと考え、甲に対して、「分かった。俺は上半身を押さえるから、下半身を押させてくれ。」と答えた。
- (3) そこで、甲は、仰向けに倒れているAの両膝辺りにAの足先の方向を向いてまたがり、Aの両足首を、真上から両手で力を込めて押さえ付けた。乙は、仰向けに倒れているAの腰辺りにAの頭の方向を向いてまたがり、Aの両上腕部を、真上から両手で力を込めて押さえ付けた。しかし、Aは、身体をよじらせながら、

「離せ。甲、お前をぶん殴ってやる。絶対に許さない。覚悟しろ。」と甲を大声で罵り、更に力を込めて体をよじらせた。乙は、Aのその様子を見て、甲がAから殴られるのを防ぐためには、Aを痛めつけて大人しくさせるしかないと考えた。そこで、乙は、Aの腰辺りにまたがってAの右上腕部を真上から左手で力を込めて押さえ付けたまま、傍らに落ちていた石（直径10センチメートルの丸形、重さ800グラム）を右手で拾い、右手に持ったその石で、Aの顔面を力を込めて1発殴った。これにより、Aは失神するとともに、全治約1か月間を要する鼻骨骨折の傷害を負った。なお、甲は、乙が石を拾ったことや乙が右手に持った石でAの顔面を殴り付けたことを全く認識していなかった。また、乙は、Aの顔面を右手に持った石で殴り付けた際、Aを殺そうともAが死ぬかもしれないとも考えていなかった。

II 次の【事例】を読み、甲・乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい（特別法違反の点は除く）。なお答案中、犯人隠避罪と偽計業務妨害罪の関係について触れること。

【事例】

- (1) 甲は、A社の営業部員であったが、取引先のB社から集金してきた30万円をギャンブルに使ってしまった。甲には貯金などもなく穴埋めできなかつたことから、自分のことをかわいがってくれている経理部長の乙に「すいません。集金してきた金に手を付けてしまいました。何とかしてください。」と相談した。
- (2) 今までかわいがっていた甲のことがかわいそうになった乙は「わかったお前が使い込んだ金は取引先のCに貸し付けたことにする。そして、お前がCの所在するDビルに行って集金して返ってくる途中で、強盗に襲われて金を奪われたことにしよう。お前が車のトランクに入って俺がガムテープで手足を縛り、口をふさいでやる。そうすれば強盗に襲われたように見えるだろう。その後30分くらいしたら警察に通報してやるから大丈夫だ。警察には拳銃を持った強盗に襲われて閉じ込められたといえばいい。」と持ち掛けた。
- (3) 甲は、それで自分の横領がばれないなら、と考え上記計画に同意した。乙はCに対して事情は告げず「警察が来たら、A社から金を借りていたがきちんと返済したことしてくれ。迷惑はかけない。」と依頼した。
- (4) 上記の返済期日とした日、甲と乙はCの所在するDビルの地下で落ち合った。甲は営業用の車で来ておりそれを地下の駐車場に停めた。乙が甲に「いいな、閉じ込めるぞ。」といったところ、甲は「本当にこれで自分の横領はばれないんですね？」と聞いてきたので「そうだ。」と答えたところ、甲は自分で車のトランクに入り寝転がった。乙はトランク内に横たわった甲の両手首、両足首をガムテープで縛り、甲の口をガムテープで塞いで、鼻で呼吸できることを確認した後、トランクを閉めてその場を立ち去った。
- (5) 30分ほどたったところで乙は警察に「Dビルの地下駐車場で駐車中の車のトランクからゴトゴトと変な音がするから調べてほしい。」と通報した。通報を受けた警察官が同駐車場に駆け付け甲を発見した。甲は警察官に「拳銃を持った強盗に襲われてCから集金した現金が奪われて、自動車のトランクに閉じ込められた。」と説明した。甲からの説明を受けた警察官は監禁・強盗事件として緊急配

備を行い、捜査を行った。Cのところに警察が向かい事情を聴いたところ、上記事情を知ったCは「乙からA社から金を借りたことにしてくれと頼まれたが、本当は借りていないし返済もしていない」と答えた。